

# 「第335回判例・事例研究会」

テーマ：金銭消費貸借契約上の借主の認定

日 時	令和2年4月23日
場 所	湊総合法律事務所 オンライン MTG
報 告 者	弁護士 平木太生

## 【判例】

<b>事件の表示</b>	事 件 名 貸金請求控訴事件 事 件 No. 静岡地裁沼津支部平 28 (ワ) 300 号 東京高裁平 29 (ネ) 5545 号 判 決 東京高裁平 30. 4. 18 民 11 部判決
<b>概要</b>	金銭消費貸借契約上の借主は会社であるとして会社代表者個人に対する貸金請求を棄却した第一審判決を取り消し、契約前後の事情を総合考慮して、借主を会社代表者個人と認めて請求を認容した事例
<b>事案</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>● XがYに対し、貸金3000万円（とその遅延損害金）を求めた事案</li><li>● Yは、Xから3000万（自己宛小切手）を受領した事実自体は認めている</li><li>● しかしYは、前記金員はYが代表取締役を務める会社（A社）が借り受けたものであって、Y個人に対する貸金ではないと主張（なおA社に対する請求は消滅事項等の問題があったため、XはYに対して請求したと思われる）</li><li>● XY間の契約書は作成されていないが、Xは借主をA社とする「契約書」（ただしA社の押印なし）を書証として提出。ただしXの主張によれば、本件契約書は契約当時に授受されたものではなく、Xが本件3000万円の返済を求め始めた頃になってYが作成・交付したものである。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● これに対し Y は、契約当日、A 社の押印のある契約書原本及びこれと同内容だが押印のない読み上げ用の契約書を交付したものであり、X 及び Y が、借主は A 社であると認識していたと主張。</li> <li>●</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>判決</b></p>	<p>原判決を取り消し、X から Y に対する請求を認めた。 (高裁判決が請求を認容した理由)</p> <p>i. Y は、契約当日、額面 3000 万円の自己宛小切手の交付と引換えに、本件貸付にかかる契約書（A 社の押印がある原本）を交付したと主張するが、この点に関する Y の供述は明らかに変遷しており、不自然であって信用できない。</p> <p>ii. Y は、X から交付された額面 3000 万円の自己宛小切手を、契約翌日に取り立て、Y 個人名義の口座に入金している。 →Y 個人の取引とみるのが自然</p> <p>iii. Y は、本件 3000 万円は A 社が借り受け、これを事業資金として取引先である B 社に貸し付けたと主張。しかし B 社との金銭消費貸借契約書は代表者名や住所が異なっており不実の契約書であった。 →A 社が B 社に貸し付けたとは認められない</p> <p>iv. Y は、契約締結から約 5 年 9 ヶ月後、X に対し、本件 3000 万円の支払債務を負担していないとする内容証明を送付。しかしその理由は専ら本件 3000 万円が「投資」であったこと。 →行為の主体が Y 個人ではなく A 社である旨の主張は一切していない</p> <p>v. 契約締結時を含む 3 期分の A 社の各決算報告書には X からの本件 3000 万円の借入金が計上されていなかったところ、X から本件 3000 万円の返済を求める請求書が送付されたのを契機に、以後これらを A 社の決算報告書に計上するようになった。 →借主が A でないことを強く疑わせる事情</p> <p>※事例判断</p>
<p style="text-align: center;"><b>備考</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金銭消費貸借契約書等の書面があれば、その記載を重視し、特段の事情がない限り、書面上での借主とされた者との間で消費貸借契約が成立しているとみることになる（本件は契約書が作成されておらず、当事者の認定が争われた）</li> <li>● このような場合、①契約前の事情（貸主と借主の人的関係、借入の経緯・目的等）、②契約時の事情（契約書その他の書面の有無・内容、契約締結時の状況等）、③契約後の事情（資金の移動・利用状況、返済・催促の状況、法人の場合の決算</li> </ul>

	<p>処理等)等の考慮要素を総合して契約当事者を認定することになる。</p>
--	--

以上